



Title	カナダの子どもアドボカシーの誕生と特徴に関する一考察
Author(s)	ゴン, ティン; GONG, TING
Citation	教育福祉研究, 26, 27-36
Issue Date	2022-10-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/87045
Type	departmental bulletin paper
File Information	030-0919-6226-26.pdf



カナダの子どもアドボカシーの誕生と特徴に関する一考察

ゴン ティン

1. 研究目的

本研究は、カナダの子どもアドボカシーに焦点を当て、非営利団体の子どもアドボカシーセンター¹⁾と州議会に直属するアドボカシー事務所とのカナダにある主な二つの子どもアドボカシーに関する取り組みを考察し、それぞれのサービス内容や役割を整理した上で、その特徴および課題を明らかにすることを目的とする。

1989年に第44回国連総会で採択された「子どもの権利条約」のなかでは、「18歳未満の児童(子ども)を権利のもつ主体と位置づけ、おとなひとりの人間としての人権を認め²⁾」と書いてあり、条文の内容としては、子どもの権利を「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」という大きく四つに分けたものである。子どもアドボカシーの拠り所となるのが「子どもの権利条約」、特にその第12条の聴かれる権利・意見表明の権利である。

また、この国際条約は四つの一般原則が定められている。その原則の一つは、子どもの意見尊重(意見を表明し参加できること³⁾)ということであり、そこで第12条の聴かれる権利・意見表明の権利は、この一般原則と密接に関連し、「子どもの権利条約」の最大の特徴といわれる。

子どもアドボカシーに言及する際に、子どもの権利擁護と理解される場合と、子どもの声を聴取した上で代弁者としてその考えや意見を伝える、と捉えられる場合もある。よって、子どもアドボカシーというのは、子どもの聴かれる権利・意見表明の権利に焦点を当てた「子どもの権利擁護」の一部のことであるとも言えるだろう。

一方、カナダの実践を参照した日本の試みから

見ると、1995年に大阪府が初めて作成した社会的養護の子どもための『子どもの権利ノート』が一つの例である。これはカナダのオンタリオ州の『子どもの権利・責任ハンドブック』を参考にした上で作成された小冊子である。社会的養護の子どもにとって、この冊子が必要とされた要因は、「子どもの権利条約」の最大の特徴である「意見表明権」と深く関わっており(長谷川編 2005:60)、社会的養護の子どもを権利を守る取り組みの一つと認められる。また、東京都の「子ども権利擁護委員会」と神奈川県第三者機関「子ども人権審査委員会」は、カナダのオンタリオ州の子ども・家庭サービスアドボカシー事務所⁴⁾をモデルとする権利擁護システムである(高橋 2000:11)。

しかし現在、子どもアドボカシーに焦点を当てた日本の海外研究は、主にイギリスに対する考察が中心となっており、カナダにおける子どもアドボカシーや子どもの権利擁護の最新動向に関する研究が十分ではない。したがって、カナダの子どもアドボカシーへの取り組みにおいて、その独自性と課題はどのようなものなのか、そしてそれらの経験によって、どのような示唆が得られるのかという課題が残されている。

2. カナダの子どもの権利擁護と子どもの参加について

カナダの各州と準州における子ども・若者のための公的擁護活動には長い歴史がある。

Covell & Howe (2018) は、カナダにおける子どもに対する認識の変化や、子どもの権利に関する国際的な合意が、児童福祉制度の変遷に影響を与えてきたと述べた。具体的に言うと、「子どもは親の所有物である」と言う伝統的な考え方、およ

び国からのケアと支援を必要とする弱い立場の市民と見なされていた。第二次世界大戦後、国際的人権条約の誕生により、子どもがおとなと同じようにひとりの市民として権利を持つことが認められるようになった (Covell & Howe 2018)。

Bendo & Mitchell (2017) の整理によると、カナダは 1991 年に「子どもの権利条約」が批准される前に、州の非公式なアドボケイトがすでに現れ、初期には省庁やオンブズマン事務所内で活動した。1991 年の批准がきっかけとなり、アドボカシー事務所はほぼすべての州や準州で創立され、発展し続けていた。

1991 年に子ども権利条約が批准されて以来、カナダでは子どもの権利保障について色々な取り組みが行われた。

1997 年から 2003 年まで、子ども担当の国務長官が任命され、そして 2003 年から 2004 年、子ども・若者担当の国務大臣が任命された。

1999 年には、ケベック以外の州・準州は、社会サービス制度の改革を行い、全カナダの社会プログラムを確保するための社会同盟枠組み協定に署名した (Covell & Howe 2018)。

そして 2007 年、カナダ公衆衛生庁とカナダ司法省が共同議長を務める「子どもの権利に関する省庁間ワーキンググループ⁵⁾」が設立された。その目的とは、子どもの権利に対する政府の総合的なアプローチを促進することによって、政策や部門間の連携の質の向上、およびケアや支援の必要な子どもに良いサービスを与えることである⁶⁾。

カナダの文脈として、よく言及されるのは青少年犯罪問題における子どもの参加である。2002 年の青少年刑事司法法では、告発された青少年の法的代理を保証し、青少年の弁護人が情報にアクセスすることを認めるようになった。12 歳から 17 歳までの子どもは、法的手続きで話を聞く権利を持っていると明記されている (Canadian Bar Association 2016)。そして修復的司法などの超法規的制裁を含む手続きでは、青少年は自分の関与に同意するかしないかの法的権利を持ち、決定を下す前に弁護士に相談する権利がある。

また、カナダの憲法では、家族法に関する重要な管轄権が州と準州に与えられているため、参加権がどの程度認められているかについては、地域レベルによってかなりの違いがある。

3. 非営利団体である子どもアドボカシーセンターについて

(1) 誕生と発展

カナダの子どもアドボカシーセンターは、アメリカで発足した事業の海外における実践である。1985 年、アメリカのアラバマ州で最初の CAC (= Children's Advocacy Center) が生まれた。その時の子ども虐待の対応は、各機関や部門が効果的に連携しておらず、それぞれの仕事が多断的であり、被害を受けた子どもたちの「感情的な苦痛」を増大させ、そして「細分化された反復的な恐ろしい経験⁷⁾」をさせた (National Children's Advocacy Center 2021)。これに対して、社会福祉事業と刑事司法制度そのものの問題ではないかという批判があった。

そこで、当時アラバマ州ハンツビル⁸⁾の地方検事だった元下院議員の Bud Cramer 氏が、児童虐待の調査を対応する機関がいかに分断されているかを意識し、虐待された子どもを助けるためのより良いシステムが必要であると主張し、CAC 事業を取り上げた。この事業あるいは子どもアドボカシーセンターのあり方について、具体的には、法執行機関 (law enforcement)、刑事司法 (criminal justice)、児童保護サービス (child protective services)、医療・メンタルヘルス資源 (medical and mental health workers) を統合し、それぞれの専門職の人々を集め、一つのチームにまとめるというものである。(National Children's Advocacy Center 2021)。

つまり、虐待や暴力、犯罪の被害者である子どもや若者にかかわるケースを対応する際、専門家からなる多職種チームのサービスを調整し、統合した上で支援を行うのである。このように、様々な資源を整えることによって、虐待事件への調査や被害を受けた子どもへの支援などで、より効果

的な対応が実現できると考えられる。このやり方は、CAC 事業のコアとなり、「CAC モデル」と呼ばれている。

この画期的な試みによって、アメリカの子どもアドボカシーセンターである CAC は、子ども虐待や性被害事件の起訴率を向上させたことと、加害者ではない養育者との家族再統合を促進したことが評価されている。そのため、CAC 事業全体も広く支持されるようになり、アメリカだけではなく、世界中に広がってきている。現在、アメリカには 900 以上の CAC があり、世界中には 20ヶ国以上で CAC が活動している (National Children's Advocacy Center 2021)。

1997 年、カナダ初の CYAC がサスカチュワン州のレジーナに開設された。2021 年現在、カナダで運営している CYAC は 30ヶ所あり、ホームページ⁸⁾に公開された開発中の CYAC は 11ヶ所である⁹⁾。

非営利団体である CYAC がカナダの公的な支持や承認を得たきっかけと思われるのは 2009 年 6 月に発表された報告書『Every Image, Every Child: Internet Facilitated Child Sexual Abuse in Canada』である。

この報告書は、インターネットで助長された子どもの性的虐待の問題およびその影響、また、それらの問題に対するカナダ政府の取り組みの背景について語っている (Office of the Federal Crime Victims Ombudsman 2009)。元連邦犯罪被害者オンブズマン (Federal Ombudsman for Victims of Crime) の Steve Sullivan 氏は、当時カナダの子どもの性的虐待事件への調査や介入に関する取り組みが「分断的であり、混乱した非効率的なプロセスである」と指摘した (Research and Statistics Division of Department of Justice Canada 2018: 9)。各領域の専門家や従業者が協働しておらず、その結果、個別であるいは孤立的に対応していく中で、被害者である子どもや家族との接触やコミュニケーションが決して効率的・効果的に行われていたとは言えない。

児童性的虐待事件への対処の質の向上、および

被害者である子どものニーズをよりよく満たすための 9 つの提言¹⁰⁾ が報告書に取り上げられた (Office of the Federal Crime Victims Ombudsman 2009)。そのうちの 6 つ目の「Helping Victims Heal」は、被害者の心身の回復を図ることに焦点を当て、CYAC をめぐって述べた。具体的に、CAC モデル、カナダの CYAC の発展、および CYAC の果たした役割から議論を展開した上で、「連邦政府は、州および自治体政府とともに、全国のコミュニティで CAC 事業のネットワークを拡大する」という国家的な戦略を策定することを提案した (Office of the Federal Ombudsman for Victims of Crime 2009: 30-34)。

それによって、カナダ政府は翌年の 10 月に、司法省の被害者基金 (Department of Justice's Victims Fund) のもとに 5 年間で 525 万ドルの新たな資金を提供する予定を発表し、この資金でカナダ全土の CYAC の設立や拡充、機能の強化などを実現するとした (Research and Statistics Division of Department of Justice Canada 2018)。さらに、2012 年に子どもや若者の被害者に対応するサービスの提供者の能力向上を目的とした資金援助が行われ、5 年間で 500 万ドルの資金を追加することも約束した。したがって、連邦政府による CYAC へのコミットメント総額は 1025 万ドルとなった。

初の CYAC が開設された 1997 年から 2000 年代前半までの間、カナダにおける CAC 事業には、大きな進展はなかなか見られなかったが、2010 年に、司法省の被害者基金が CYAC に十分な資金を提供し始めたことで、この事業も大きく展開できるようになったと考えられる。

一方、資金提供以外に、カナダの司法省も CYAC の発展と整備事業に積極的に参加して推進した。

2011 年に、子どもアドボカシーセンターに関するカナダ初のマルチステークホルダー会議 (The First Canadian multi-stakeholder meeting on Child Advocacy Centres) がオタワで開催された。会議で、CYAC の提供するアドボカシーサービス

に関する情報が統合されず、まとまっていないことが指摘された。同年、CYACの全国的なデータベースが司法省より作成されたことがきっかけとなり、オタワで全国初のCACに関する知識の交流会(The 2011 Ottawa CAC Knowledge)が行われた。そこで、警察や現場で働いている児童虐待調査員、そして政策の立案者や研究者など、それぞれの参加者がCYACの発展に関する経験や最新の研究を共有した。この後も2年連続で、2012年にフォローアップミーティングを開催し、2013年に2回目の知識交流会を行った。

カナダのCYACの発展を促進するために、司法省は2014年8月から2015年1月の間に、全国のCYACを対象とした今まで最大規模の調査¹¹⁾を行った。CYACの運営実態に関する調査項目としては、各センターの発展段階、提供しているサービスおよび提供の方法、介入ケースの結果、研修会の有無および研修テーマ、援助資金の種類といったことである(Hickey 2015)。

また、国レベルのCYACガイドラインの作成に向けた調査も行われた。調査内容としては、Research and Statistics Division of Department of Justice Canada (2018)の報告書によると、法務省が主導するCYACの全国ネットワークを通じたCYACの関係者からの情報提供、およびオンタリオ州のCYACの発展を支援するための継続的な活動に関することとなっている。そのガイドラインは「全国的な一貫性(consistency across the country)を促進すること」、「アメリカと比べると、カナダでは児童虐待事件がどのように扱われているかを反映すること」、「子どもアドボカシー事業の進めることに向けて、新しい組織を支援すること」、「CACモデルの整合性を確実に維持すること」といったような役割が強く期待されていた(Bertrand et.al. 2015)。さらに、このガイドラインを通し、CACモデルの完全性(integrity)を保ちながら、CAC事業を発展させることや新しいCYACの創設を効果的に促進することが求められている(Research and Statistics Division of Department of Justice Canada 2018)。このガイド

ラインについては、まだ議論途中の段階であり、国の基準として採用されていない。

以上のように、子どもアドボカシーセンターであるCYACの広がりに伴い、カナダのCAC事業もすでに軌道に乗り、引き続き成長していくことが期待されている。

(2) 特徴、現状および課題

カナダのCYACはアメリカのCAC事業から生まれたが、実際には、すべてのセンターが完全に同じようなやり方で取り組んでいるわけではない。

多民族国家であるカナダは広大であり、その地域差を見過ごすことはできない。豊かな資源をもつ大都市、中等規模の町、そして中心部から離れた人口の少ないコミュニティ、といったような差異がある前提で、それぞれのニーズに応えるため、様々なCYACが存在する。対象となる子どもの年齢層も、各地域にある各アドボカシーセンターによって異なっており、すでに成人した若者が対象となる場合もある。そして、当地の人口や地域的な資源による差異があるのみならず、それ以外の受付ケース数や具体的に得られる支援資金、また、開発の段階(初期段階にあるか、それとも長年にわたって運営されてきたのか)、といったような影響もある。さらに、バーチャルモデル(例えば、子ども・若者向けのオンライン相談など)というかたちで運営されているCYACもある。このような場合、子どもアドボカシーセンターという施設としては現地に存在しないのである(Hickey 2015: 8)。拠点がないため、対象者である子どもや家族の必要なニーズに応えるために、連携している他の施設や機関などを推薦し、アクセスさせることが少なくない。

では実際、CYACはどのようなサービスを、どのような流れで提供しているのか。筆者は、2015年公開した全国報告書『Child Advocacy Centres and Child and Youth Advocacy Centres in Canada: National Operational Survey Results』の調査結果、および今現在アクセスできる各アドボカシーセンターのホームページの情報から得られ

る情報に基づき、①虐待ケースの調査、②被害を受けた子ども・若者（時に家族も含む）ための回復治療を中心とする支援、③裁判に関するサポートの3つに、サービス提供の流れをまとめた。

①虐待ケースの調査

まず、主な業務としての虐待ケースの調査については、CYAC に承認される各子どもアドボカシーセンターのホームページによると、一般的な流れは以下のようになっている。

最初はケースの受け入れである。個人の市民から専門職である CAS¹²⁾ (=Children's Aid Society) のソーシャルワーカーまで、センターへの連絡が可能である。主には CAS からの連絡だが、CAS 以外の組織や機関から対象の子どもをセンターに紹介するケース、また、個人から直接にセンターに連絡し報告するケース、CYAC がこれらに対して調査に入り取り組んでいくことができる。特に重要な役割を担う CAS とは常に連携しており、ほとんどの地域では安定的な協力関係が築かれていると見られる。

通告を受けた後、ケースの詳細によって、調査のかたちを決めていく。具体的にいうと、対象の子どもや若者と直接に面談することが必要かどうかということである。必要な場合は、子どもや若者とアドボカシーセンターで、または学校などの場所で面談を行う。各センターによって、面談担当者の職業（例えば、法医、心理士、弁護士などの専門職、またはセンターのアドボケイト）が異なる。また、この面談では録音が行われ、インタビュー内容は法的手続きの証拠として、または裁判に備えるためのものとして使用することができるのである。

調査と並行して証拠を集めた後は、当事者への支援、および裁判の準備をする。

②回復治療を中心とする支援

主には、センター内部によるプログラムと、センターが連携している外部のメンタルヘルスリソースを対象者に紹介すること、という2つのかたちがある。対象者は、被害を受けた子どもや若者だけではなく、場合によってはその家族も対象と

して受け入れられる。

このように、トラウマなどへの対応が、虐待調査や裁判が終わってもしっかりとフォローアップされる。

③裁判に関するサポート

主には裁判所での付き添い (Court Accompaniment) が実施されている。裁判の際、被害者である子どもや若者は、個室または法廷の証言台で、証言し、質問されることがあるため、これらによる恐怖感や不安を軽減することが目的で、CYAC の職員やソーシャルワーカー、または他の専門職の人が付き添いサポートをする。

現時点で、子ども・若者人口が最も多いオンタリオ州、3番目に多いアルバータ州、および4番目に多いブリティッシュコロンビア州では、それぞれにあるセンターの数が1位（運営中9ヶ所、開発中3ヶ所）、3位（運営中4ヶ所、開発中3ヶ所）、2位（運営中8ヶ所、開発中1ヶ所）となっている。ちなみに、アルバータ州とブリティッシュコロンビア州は、子ども・若者人口の差がそれほど大きくなく、センターの数の差は2ヶ所である。

また、3つの準州の中では総人口が最も少ないヌナブト準州は、子ども・若者人口が相対的に多く、運営中の CYAC がある唯一の準州となっている。

そして総人口と子ども・若者人口が2番目に多いケベック州では、運営中の CYAC がたったの2ヶ所、開発中の CYAC が1ヶ所のみという状況にある。

全体に、2015年に公開した報告書『Child Advocacy Centres and Child and Youth Advocacy Centres in Canada: National Operational Survey Results』による調査結果と比較すると、運営中の CYAC の数が明らかに増えたことがわかった。

4. 州議会に直属するアドボカシー事務所について

(1) 誕生と発展

各州・準州で初めて設立されたアドボカシー事務所の年代を調べると、カナダが「子どもの権利条約」が批准された1991年の前から、各州または準州に非公式な子ども・若者のアドボケイトが出現し始めたとわかった¹³⁾。初期のアドボカシー事務所のアドボケイトは、主に省庁やオンブズマン事務所内で活動していた(Bendo & Mitchell 2017)。「子どもの権利条約」が批准されたことにより、アドボカシー事務所の数が増え、発展し続けた。

各州・準州の設立経緯および法的根拠が違うため、ここで主にはオンタリオ州を例としてあげる。

1978年に、オンタリオ州はコミュニティ・家族・子どもサービス省(=Ministry of Community, Family and Children's Services)に非公式な子どもアドボケイトを設置した。当時、根拠法がまだないが、この実践自体は子どもの権利擁護におけるリーダーシップをとっていたと言える。

1982年、「子ども家庭サービス法(=Child and Family Services Act)」が制定された。そして1984年にこの法が改正され、オンタリオ州子ども・家庭サービス事務所はこの改正によりコミュニティ・社会サービス省(=the Ministry of Community and Social Services)内に移行され、そこで運営されるようになった。当時のアドボケイトの役割としては、同省のサービスを受けているまたは求めている子どもや家族に対して個別アドボカシー(individual advocacy)を行い、そして大臣に助言すること、および犯罪者である青少年の住宅や登校に関する問題についてアドボカシーを行うことであった(Finlay & Snow 1998)。

そして1990年代後半から2000年代前半にかけて、検死官の報告書を含む複数の報告書によると、1990年のオンタリオ州子ども家庭サービス法に基づくサービスを受けている子どもや若者たちが、2003年の選挙キャンペーンで、独立の青少年

ボランティア協会の設立を提案した。また、同じ選挙キャンペーンで、オンタリオ州自由党は独立のCYACの設立を提案した(Research and Statistics Division of Department of Justice Canada 2018)。

(2) 特徴、現状および課題

各州議会に直属するアドボカシー事務所のアドボケイトは、独立な法定役員(independent statutory officers)であり、それぞれの州や準州の公式な代表者として法的に認められ、権限が与えられている。具体的な呼び方や肩書きは州や準州によって異なり、「Advocate」、「Representative」、「Ombudsman」、「Commissioner」などがある。これらのアドボケイトたちは、Canadian Council of Child and Youth Advocatesという連合協会を通し、児童福祉、特にインケアの子どもに関する共通な関心を定め、様々な課題について議論し、全国的な対応策を策定していく。

現地にいる各アドボカシー事務所の名称や立法上の権限には、それぞれ違いがあるものの、現在、すべての事務所は政府の権力や管理から独立した形で運営されている。また、仕事や調査に関して、政府や政府にある部門に報告するのではなく、管轄区域の立法議会(Legislative Assembly)に直接に報告することとなっている。

現在、各事務所の主体が異なり、行われているサービスは大きく異なっているが、共通する業務としては子ども虐待に関する調査である。州や準州によって、調査の権限も異なるのだが、虐待に関するケースはほぼCASと協働しながら調査を行っている。また、虐待に関するケース以外に、先住民の子ども、重大な身体的・精神的障害を持つ子ども、他の特別支援が必要とされる子ども、すべてが対象となる。

一方、表2で示したように、オンタリオ州はカナダ全国初めてアドボカシー事務所を設置した州である。ただ、もともとのアドボカシー事務所はすでに閉鎖された。

2018年、オンタリオ州のプログレッシブ保守政権は、2007年の州の子ども若者アドボカシー法

(=Provincial Advocate for Children and Youth Act, 2007)を廃止し、アドボカシー事務所を閉鎖する決定を発表した。元アドボカシー事務所の業務や担う責任などの移行は、「政府の秋の経済声明 (=Restoring Trust, Transparency and Accountability Act, 2018)」に基づき、業務が拡大されたオンタリオ州オンブズマンオフィスに移った。また、これに伴い、長年に児童虐待に関する調査を行う主な団体 CAS も、児童保護に関する調査権限がオンブズマンに移された。

業務の移行を受けたオンタリオ州オンブズマンオフィスでは、元アドボカシー事務所のすべての機能を以前のままに実現するように運営しているわけではない。その代わりに、政府は、子どもや若者のためのアドボカシーが、子ども・地域・社会サービス省内で調整されることとし、「アドボカシー円卓会議」などの新しい子どもアドボカシープログラムを創設した。

よって、カナダの最大の州であるオンタリオ州は、州議会と直接にかかわるアドボカシー事務所が存在しなくなり、その州における CAS の権限も大きく縮小された。

5. おわりに

カナダにおける主な二つのアドボカシーサービスの特徴の一つ目は、公的機関が主な役割を担っていないことである。

それらの形態と体制から見ると、CYAC はアメリカの CAC 事業から発祥した非営利団体であり、それに対して、アドボカシー事務所は政府から独立した機関である。各州・準州の議会に直属するという性質を考えた上で、CYAC と比べると、アドボカシー事務所のほうは公的な意味が相対的に強いと言えるだろう。ただ、二つとも高い独立性が強調されている。この独立性を反映する具体的な表現として、一つは最大の調査権限の保障、もう一つは政府に所属するのではなく、公的機関との連携・協働というかたちになっていることである。

そして、二つとも民間団体である CAS との連

携・協働が見られる。具体的に、CYAC は民間団体であることで、CAS のソーシャルワーカーが該当センターに非常勤として働くことがあり、直接に現地の CYAC センターと連絡して通告することができる。それに対して、アドボカシー事務所では、CAS のソーシャルワーカーを事務所の非常勤の役員として認めておらず、ケースがある際に CAS のほうに連絡する機会が多い。よって、CYAC のほうは CAS とより積極的かつ緊密な協力関係となっていると考えられる。

特徴の二つ目は、二つの仕組みの対象となる利用者が若干違うということによって支援の範囲が広げられ、よりよくカバーできていることである。CYAC は主に虐待を受けた、またはその疑いのある子どもや若者が対象となっており、アドボカシー事務所ではより広い範囲で支援やサービスを行っている。例えば、発達支援、医療サービス、障害がもつため特別な支援が必要である子ども、また、犯罪者である子どもへの援助も一つの主な業務として実施している。ただ、この二つの団体・組織はともに、児童虐待への調査が一つの重要な役割として、その権限が認められている。

三つ目は、アドボカシー事務所の設立と運営についての根拠法が存在することである。州や準州によって具体的な法律が違うが、拠り所となる法律があることで、調査の権限と提言（直接に議会に報告・意見を出すこと）が保障される。

一方で、本論文は文献研究となり、アクセスできる文献資料による整理は限界がある。全国範囲で行われた調査の結果から一つひとつの施設の実態を十分に反映することができたとは言えず、CYAC の現場における対応の実態は明らかになっていない。各センターや事務所から出された年間報告書は、主に数字のデータであり、クライアントのプライバシーなどへの配慮から、対応したケースの詳細は記載されていない。

また、CYAC とアドボカシー事務所の協働についての関連研究や文献資料はほとんど見つけることができなかった。この二つの事業の相違点と特徴は見てきたものの、たとえば、相互に各の機

能や役割を補完する可能性があるかなど、実際の運用がどのようになっているのかはまだ明らかになっていない。

したがって、今後は以上の考察と課題を踏まえ、現場への実態調査が望まれる。

注

- 1) 本論文で注目しているカナダの子どもアドボカシーセンターの英語は「Child Advocacy Centre」、または「Child & Youth Advocacy Centre」である。ホームページの紹介によると、子ども・若者にアドボカシーサービスを提供するセンター全体のことを「Child Advocacy Centres (=CAC)」と呼ぶ地域があれば、「Child & Youth Advocacy Centres (=CYAC)」と呼ぶ地域もあるとのことわかった。なお、カナダでは、CYACのほうが両方のことを指すことができるので、区別しなく「CYAC」を使用する場合もある。
- 2) 日本ユニセフ協会. 子どもの権利条約 (https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html 最終閲覧日: 2021年11月10日)
- 3) 同注1。
- 4) 英語は「The Ontario Office of the Child and Family Service Advocacy」である。
- 5) 英語は「The Interdepartmental Working Group on Children's Rights」である。
- 6) Government of Canada. Rights of children. (<https://www.canada.ca/en/canadian-heritage/services/rights-children.html> 最終閲覧日: 2021年12月5日)
- 7) The National Children's Advocacy Center of America のホームページでは、「a segmented, repetitive, and often frightening experience」とのように説明している。(<https://www.nationalcac.org/history/> 閲覧日 2021年11月29日)
- 8) Child and Youth Advocacy Centres. (<https://cac-cae.ca/> 最終閲覧日: 2021年11月29日)
- 9) 詳細は表1に示す。
- 10) それらの提言は、①児童ポルノに関すること、②インターネットで助長される性的虐待から子ども

を救うこと、③証拠の収集、④性犯罪の証拠へのアクセス権限を関連機関に与えること、⑤画像解析による被害者の確認、⑥被害者の心身の回復、⑦より良い被害者支援についての勉強、⑧継続的な被害の終結、⑨インターネット上の子どもの性的虐待の画像の流れを止めること、といった9つの方面から述べられた (Office of the Federal Ombudsman for Victims of Crime 2009)。

- 11) 調査結果として、『Child Advocacy Centres and Child and Youth Advocacy Centres in Canada: National Operational Survey Results』という報告書が公開された。
- 12) カナダの非営利団体 Children's Aid Society の略称である。CAS は日本の児童相談所と同じような役割を担い、児童虐待を対応する子ども保護機関である。子どもへの一時保護や子ども虐待事件への調査、また、家族統合などの支援が行われている。
- 13) 詳細は表2に示す。

参考文献

- Bendo, D., and Mitchell, R. C. (2017) The role of Canada's child and youth advocates: A social constructionist approach, *The International Journal of Children's Rights*, 25(2), 335-358.
- Bertrand, L. D., Paetsch, J. J., Boyd, J. P., and Bala, N. (2015) Evidence Supporting National Guidelines for Canada's Child Advocacy Centres, Department of Justice Canada.
- Canadian Council of Child and Youth Advocate. (<http://www.cccya.ca/content/index.asp> 最終閲覧日: 2021年12月2日)
- Child and Youth Advocacy Centres. (<https://cac-cae.ca/> 最終閲覧日: 2021年11月29日)
- Covell, K., Howe, R. B., and Blokhuis, J. C. (2018) *The challenge of children's rights for Canada*, Wilfrid Laurier University Press.
- Finlay, J., & Snow, K. (1998) *Voices from within: Youth speak out*, The Office.
- 長谷川真人編著 (2005) 『子どもの権利ノート——全国の児童相談所+児童養護施設で利用されている』

- 三学出版.
- National Children's Advocacy Center. (2021) (<https://www.nationalcac.org/> 最終閲覧日：2021年11月29日)
- 日本ユニセフ協会. 子どもの権利条約 (https://www.unicef.or.jp/about_t_unicef/about_rig.html 最終閲覧日：2021年11月10日)
- 日本ユニセフ協会. 「子どもの権利条約」全文 (政府訳) (https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_all.html 最終閲覧日：2021年11月10日)
- Hickey, S. (2015) Child Advocacy Centres and Child and Youth Advocacy Centres in Canada: National Operational Survey Results, Department of Justice Canada.
- Statistics Canada. (2017) Census Profile of 2016 Census (<https://www12.statcan.gc.ca/census-rece> nsement/2016/dp-pd/prof/index.cfm?Lang=E 最終閲覧日：2021年11月30日)
- 高橋重宏編 (2000) 『子どもの権利擁護—神奈川県の新しいとりくみ』中央法規出版社.
- Research and Statistics Division of Department of Justice Canada. (2018) Understanding the Development and Impact of Child Advocacy Centres (CACs).
- Office of the Federal Ombudsman for Victims of Crime. (2009) Every Image, Every Child: Internet-facilitated Child Sexual Abuse in Canada. (<https://www.victimfirst.gc.ca/pdf/childp-pjuvenile.pdf> 最終閲覧日：2021年12月1日)
- (北海道大学大学院教育学院・修士課程修了)

表1 カナダ各州の子ども・若者人口および子どもアドボカシーセンターの施設数

地域		人口				子どもアドボカシーセンター	
		総人口	子ども・若者人口			運営中	開発中
			0-14歳	15-19歳	20-24歳		
州	アルバータ	4067175	779155	240035	261830	4ヶ所	3ヶ所
	ブリティッシュコロンビア	4648055	691390	258980	287560	8ヶ所	1ヶ所
	マニトバ	1278365	243820	82440	86760	1ヶ所	ない
	ニューブランズウィック	747101	110495	40605	41445	1ヶ所	1ヶ所
	ニューファンドランド・ラブラドール	519716	74440	27255	27700	ない	1ヶ所
	ノバスコシア	923598	133825	51255	56160	1ヶ所	ない
	オンタリオ	13448494	2207970	811670	894390	9ヶ所	3ヶ所
	プリンスエドワード島	142907	22685	8645	8620	ない	ない
	ケベック	8164361	1333260	429825	500100	2ヶ所	1ヶ所
サスカチュワン	1098352	215685	67660	70060	3ヶ所	ない	
準州	北西準州	41786	8875	2715	3065	ない	ない
	ヌナブト	35944	11685	3140	3045	1ヶ所	ない
	ユーコン	35874	6280	1935	1965	ない	1ヶ所

注：(1)人口データは2016年カナダ国勢調査より。ホームページで確認した総人口と、年齢別による合計人口数が一致しないが、そこに記載される数字をそのまま記入し、修正を行っていない。

(2)施設数の統計は2021年12月1日の時点まで。

表2 カナダ各州の子ども・若者人口およびアドボカシー事務所

地域		人口				アドボカシー事務所	創立年	形態変化(独立)の有無および独立年
		総人口	子ども・若者人口					
			0-14歳	15-19歳	20-24歳			
州	アルバータ	4067175	779155	240035	261830	Office of the Child and Youth Advocate	1986	2012
	ブリティッシュコロンビア	4648055	691390	258980	287560	Representative for Children and Youth	1987	1996; 2006
	マニトバ	1278365	243820	82440	86760	The Manitoba Advocate for Children and Youth	1992	1999
	ニューブランズウィック	747101	110495	40605	41445	New Brunswick Child & Youth Advocate	2004	2006
	ニューファンドランド・ラブラドール	519716	74440	27255	27700	Office of the Child and Youth Advocate	2002	変化なし
	ノバスコシア	923598	133825	51255	56160	Office of the Ombudsman: Youth Services	1999	変化なし
	オンタリオ	13448494	2207970	811670	894390	Office of the Ombudsman of Ontario: Children & Youth Unit	1978	2007
	プリンスエドワード島	142907	22685	8645	8620	Office of the Child and Youth Advocate	2020	変化なし
	ケベック	8164361	1333260	429825	500100	Human Rights and Youth Rights Commission	1995	変化なし
サスカチュワン	1098352	215685	67660	70060	Saskatchewan Advocate for Children and Youth	1994	変化なし	
準州	北西準州	41786	8875	2715	3065	ない		
	ヌナブト	35944	11685	3140	3045	Representative for Children and Youth	2013	変化なし
	ユーコン	35874	6280	1935	1965	Yukon Child & Youth Advocate Office	2010	変化なし

注：(1)人口データは2016年カナダ国勢調査より。ホームページで確認した総人口と、年齢別による合計人口数が一致しないが、そこに記載される数字をそのまま記入し、修正を行っていない。

(2)事務所の統計は2021年12月1日の時点まで。

(3)創立年は、今の体制・名称になった前、または、業務移行などが発生した前の、その州・準州に最初の施設の立ち上げられた年となっている。